

防耐火関係告示におけるALC薄形パネル施工方法(案)

1. 平成12年建設省告示第1399号(第1第五号ハ)……………p. 1
－ 耐火構造：「ALC(厚35mm以上)」+「強化せっこうボード×2枚:厚計42mm以上」
2. 平成12年建設省告示第1399号(第1第二号ヘ)……………p. 4
－ 耐火構造：「ALC厚50mm以上」+「強化せっこうボード厚15mm以上」
3. 平成27年国土交通省告示第253号……………p. 7
－ 1時間準耐火構造：「ALC厚35mm以上」
4. 平成12年建設省告示第1358号……………p. 10
－ 準耐火構造：「ALC厚35mm以上」
5. 平成12年建設省告示第1359号……………p. 13
－ 防火構造：「ALC厚35mm以上」

2016年10月

A L C 協会

<耐火構造：「ALC(厚35mm以上)」+「強化せっこうボード×2枚以上:厚計42mm以上」>

1. 平成12年建設省告示第1399号(第1第五号ハ)

(改正 平成26年国土交通省告示第861号、平成28年国土交通省告示第538号)

におけるALC薄形パネル施工方法(案)

建設省告示第1399号(平成12年5月30日)

(改正 平成16年9月29日国土交通省告示第1177号)

(改正 平成17年6月1日国土交通省告示第569号)

(改正 平成26年8月22日国土交通省告示第861号)

(改正 平成28年3月30日国土交通省告示第538号)

本告示仕様は、耐力壁である外壁の1時間耐火構造、および非耐力壁である外壁の1時間・30分間耐火構造として定められている。

ここでは、木造の場合について記載する。

1.1 屋外側の施工

1) 材料の選定

①間柱及び下地の防火被覆は下記の(イ)または(ロ)とする。

(イ) 強化せっこうボード(GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの。

(ロ) 強化せっこうボード(GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚8mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板)を張ったもの。

*1 強化せっこうボード(GB-F)は以下のものを使用する。

- ・ボード用原紙を除いた部分の石膏の含有率が95%以上、ガラス繊維の含有率が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの。
- ・「防水・防かび性を付与した強化せっこうボード(GB 007-2014: 一般社団法人 石膏ボード工業会規定)」

②ALCパネルは、日本工業規格 JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)」の品質規定を満足するALC薄形パネル(厚35mm以上)を用いる。

③透湿防水シートを用いる場合は、JIS A 6111「透湿防水シート」と同等の品質を満足するものを用いる。

④構造用面材を用いる場合は、木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板等を使用する。

2) 材料の施工方法

①強化せっこうボード(GB-F)の施工は、「準耐火建築物の防火設計指針」(財団法人日本建築センター編集・発行 平成6年)および「石膏ボードハンドブック 平成28年版」(一般社団法人 石膏ボード工業会編集)に準拠する。なお、強化せっこうボード(GB-F)は、その目地が上張りするALCパネルの目地と同じ位置とならないように割付ける。

②ALCパネルの施工は、通気構法・直張り構法および横張り・縦張りを含み「ALC

薄形パネル設計施工指針・同解説」に準拠する。

- ③ ALCパネル間の目地部は、「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に基づきシーリング工事を行う。なお、耐火充てん材は必要としない。

3) 施工上の留意点

- ① ALCパネルを取り付ける木ねじは、日本建築学会 建築工事標準仕様書 JASS 27「乾式外壁工事」の「4節 ALC薄形パネル外壁工事」に記載されている接合材を用いる。その長さは、せっこうボード・構造用面材等を貫通し、柱・間柱に取付けることができるものとする。通気構法の場合は、通気胴縁を貫通する長さとする。
- ② 通気構法とする場合の通気胴縁の厚さは15mm以上とし、ねじまたはくぎ等を用いて、柱・間柱へ500mm以下の間隔で取付ける。
- ③ ALCパネル施工後、雨濡れを避け、すみやかにシーリング工事、塗装工事を行う。なお、必要に応じ、養生して雨濡れを避ける。

1.2 屋内側の施工

1) 材料の選定

- ① 間柱及び下地の防火被覆は下記の(イ)または(ロ)とする。

(イ) 強化せっこうボード (GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの。

(ロ) 強化せっこうボード (GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚8mm以上の繊維強化セメント板 (けい酸カルシウム板) を張ったもの。

*1 強化せっこうボード (GB-F) は以下のものを使用する。

- ・ボード用原紙を除いた部分の石膏の含有率が95%以上、ガラス繊維の含有量が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの。

- ② 壁内部の断熱材は本構造の必要構成要素ではないが、断熱材を充てんする場合には不燃系のものを用いる。その種類、密度などの指定は特にない。

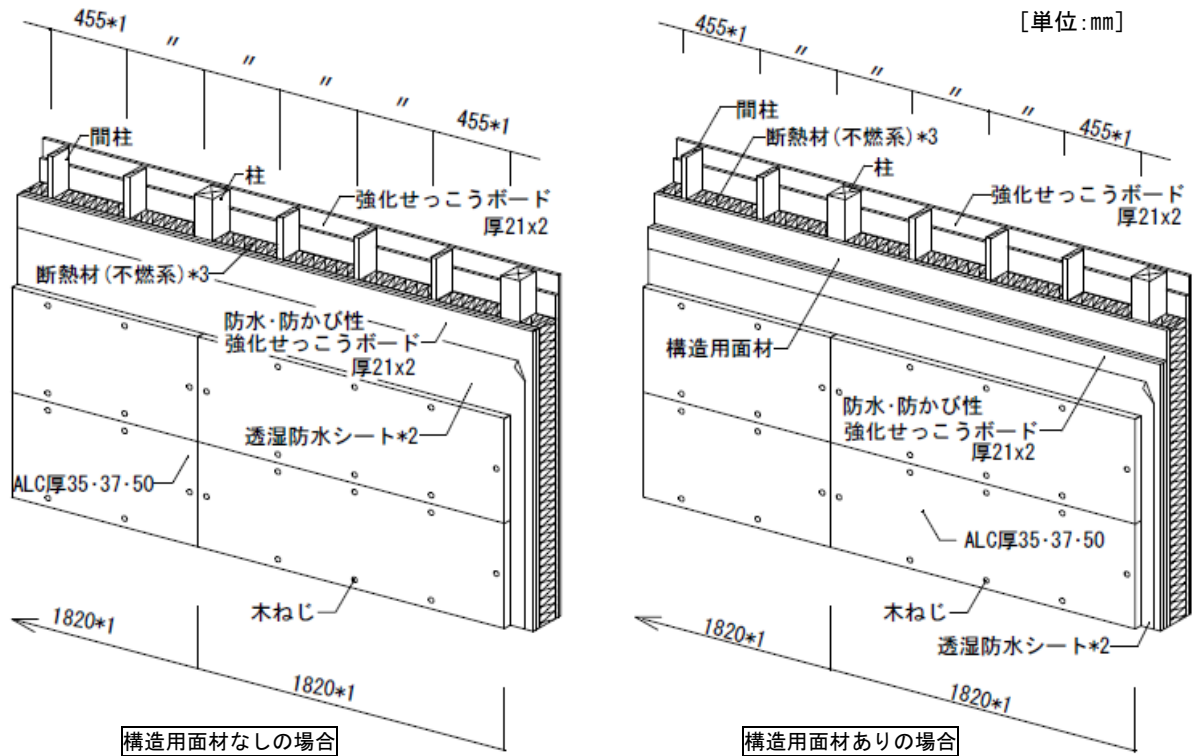
2) 材料の施工方法

強化せっこうボード (GB-F) の施工は、「準耐火建築物の防火設計指針」(財団法人 日本建築センター編集・発行 平成6年) および「石膏ボードハンドブック 平成28年版」(一般社団法人 石膏ボード工業会編集) に準拠する。

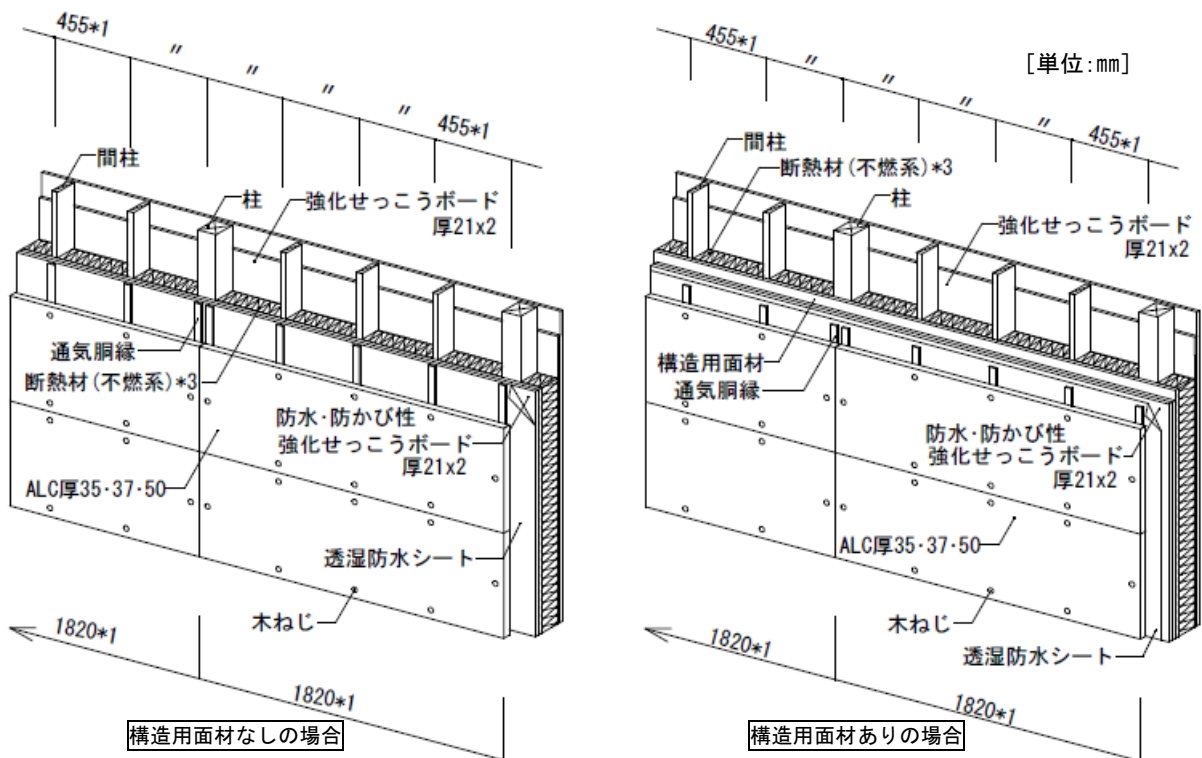
3) 施工上の留意点

下張り用強化せっこうボード (GB-F) と上張り用強化せっこうボード (GB-F) の目地は同じ位置とならないように張る。

1.3 施工例



木造(外壁) 直張り構法の例



木造(外壁) 通気構法の例

*1 柱・間柱間隔は500以下とする。柱・間柱間隔が500の場合、パネル長さは2000となる。

*2 透湿防水シートを用いないこともできる。

*3 壁体内部に断熱材を充てんする場合は、不燃系(密度の指定なし)のものとする。

<耐火構造：「ALC厚50mm以上」+「強化せっこうボード厚15mm以上」>

2. 平成12年建設省告示第1399号(第1 第二号へ(3))

(改正 平成28年国土交通省告示第538号)

におけるALC薄形パネル施工方法(案)

建設省告示第1399号(平成12年5月30日)

(改正 平成16年9月29日国土交通省告示第1177号)

(改正 平成17年6月 1日国土交通省告示第 569号)

(改正 平成26年8月22日国土交通省告示第 861号)

(改正 平成28年3月30日国土交通省告示第 538号)

本告示仕様は、耐力壁である外壁の1時間耐火構造、非耐力壁である外壁の1時間・30分間耐火構造、および耐力壁・非耐力壁である間仕切壁の1時間耐火構造として定められている。

ここでは、木造の場合について記載する。

2.1 屋外側の施工

1) 材料の選定

①強化せっこうボード(GB-F) *1厚15mm以上で、防水性のあるものとする。

*1 強化せっこうボード(GB-F) は以下のものを使用する。

- ・ボード用原紙を除いた部分の石膏の含有率が95%以上、ガラス繊維の含有量が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの。
- ・「防水・防かび性を付与した強化せっこうボード(GB 007-2014: 一般社団法人石膏ボード工業会規定)」

②ALCパネルは、日本工業規格 JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)」の品質規定を満足するALC薄形パネル厚50mm以上(ただし、意匠パネルは模様加工部の最も薄い部分の厚さが50mm以上)を用いる。

③透湿防水シートを用いる場合は、JIS A 6111「透湿防水シート」と同等の品質を満足するものを用いる。

④構造用面材を用いる場合は、木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板等を使用する。

2) 材料の施工方法

①強化せっこうボード(GB-F)の施工は、「準耐火建築物の防火設計指針」(財団法人日本建築センター編集・発行 平成6年)および「石膏ボードハンドブック 平成28年版」(一般社団法人石膏ボード工業会編集)に準拠する。なお、強化せっこうボード(GB-F)は、その目地が上張りするALCパネルの目地と同じ位置とならないように割付ける。

②ALCパネルの施工は、通気構法・直張り構法および横張り・縦張りを含み「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に準拠する。

③ALCパネル間の目地部は、「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に基づきシーリング工事を行う。なお、耐火充てん材は必要としない。

3) 施工上の留意点

- ① A L C パネルを取り付ける木ねじは、日本建築学会 建築工事標準仕様書 JASS 27「乾式外壁工事」の「4節 A L C 薄形パネル外壁工事」に記載されている接合材を用いる。その長さは、せっこうボード・構造用面材等を貫通し、柱・間柱に取付けることができるものとする。通気構法の場合は、通気胴縁を貫通する長さとする。
- ② 通気構法とする場合の通気胴縁の厚さは15mm以上とし、ねじまたはくぎ等を用いて、柱・間柱へ500mm以下の間隔で取付ける。
- ③ A L C パネル施工後、雨濡れを避け、すみやかにシーリング工事、塗装工事を行う。なお、必要に応じ、養生して雨濡れを避ける。

2.2 屋内側の施工

1) 材料の選定

- ① 間柱及び下地の防火被覆は下記の(イ)または(ロ)とする。
 - (イ) 強化せっこうボード (GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの。
 - (ロ) 強化せっこうボード (GB-F) *1を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚8mm以上の繊維強化セメント板 (けい酸カルシウム板) を張ったもの。
- *1 強化せっこうボード (GB-F) は以下のものを使用する。
- ・ ボード用原紙を除いた部分の石膏の含有率が95%以上、ガラス繊維の含有量が0.4%以上、ひる石の含有率が2.5%以上のもの。
- ② 壁内部の断熱材は本構造の必要構成要素ではないが、断熱材を充てんする場合には不燃系のものを用いる。その種類、密度などの指定は特にない。

2) 材料の施工方法

強化せっこうボード (GB-F) の施工は、「準耐火建築物の防火設計指針」(財団法人 日本建築センター編集・発行 平成6年) および「石膏ボードハンドブック 平成28年版」(一般社団法人 石膏ボード工業会編集) に準拠する。

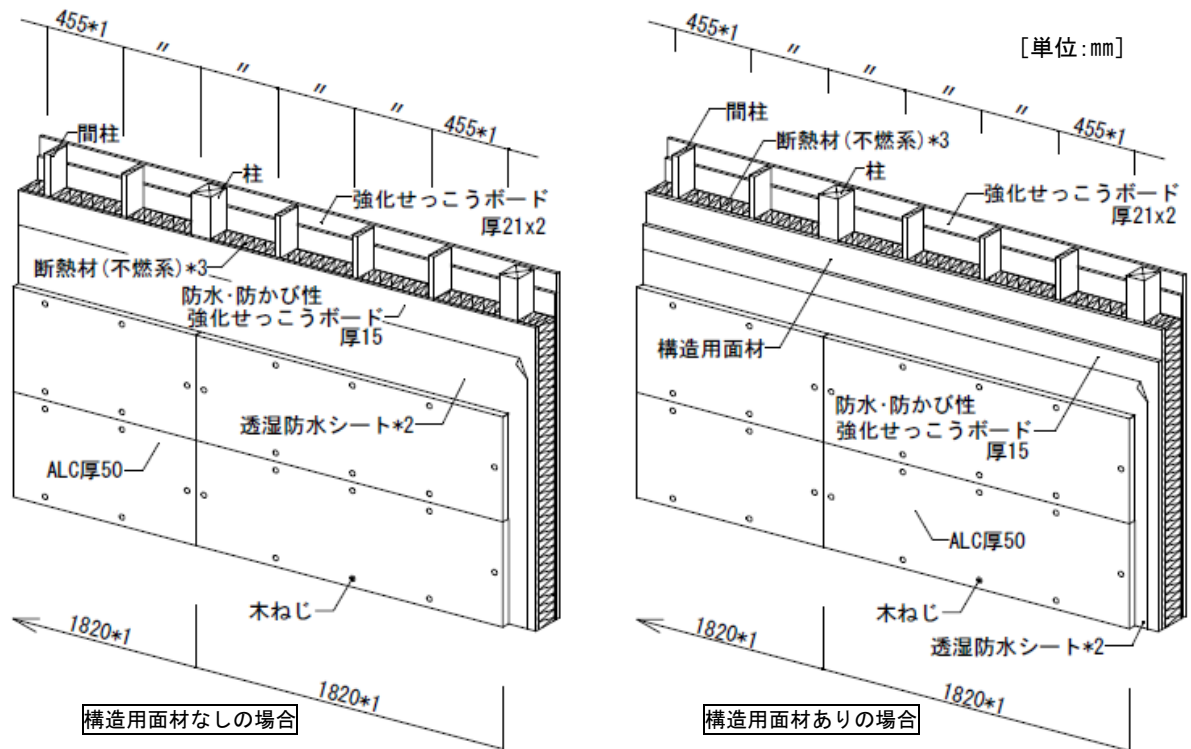
3) 施工上の留意点

下張り用強化せっこうボード (GB-F) と上張り用強化せっこうボード (GB-F) の目地は同じ位置とならないように張る。

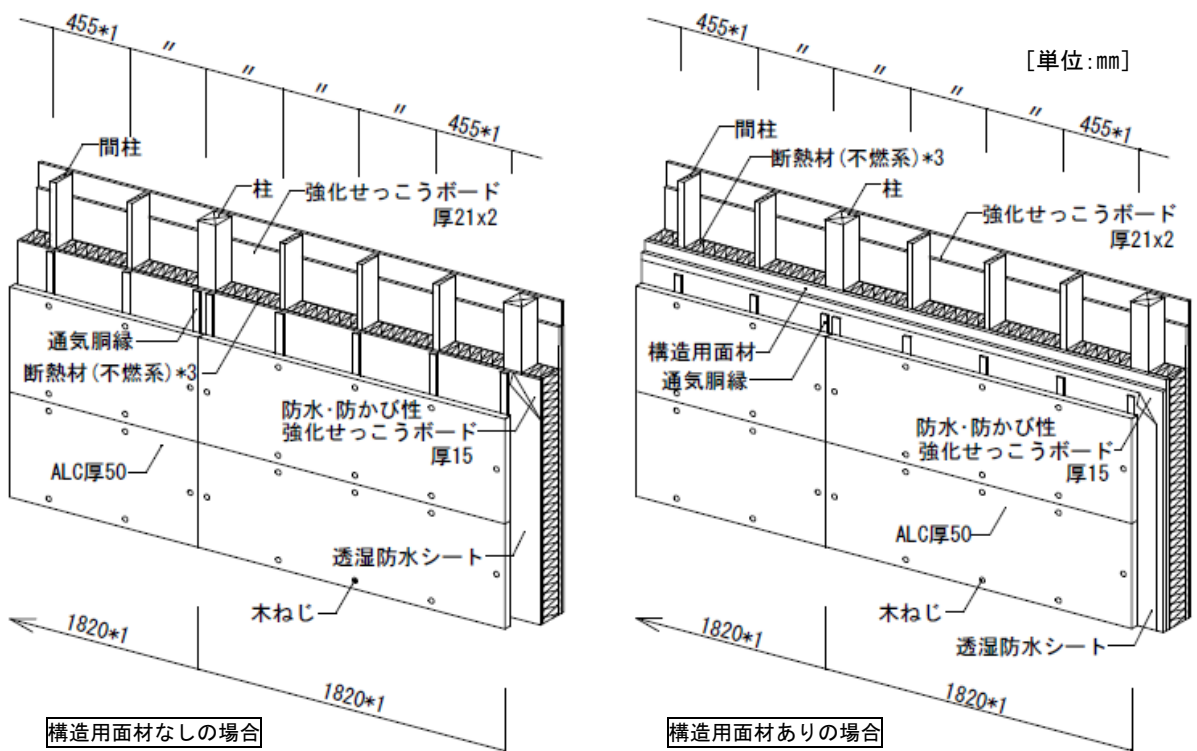
注) 室内側は、強化せっこうボード (GB-F) 厚15mm以上の上に A L C 薄形パネル厚50mm以上を直張りする仕様とすることもできる。その場合の施工については、「2.1 屋外側の施工」に準じる。なお、この場合、室内側であるが、A L C パネル間の目地部および他部位との取合い部にはシーリング材を充てんする。

● 間仕切壁の場合は、両面を屋内側と同じ仕様とする。

2.3 施工例



木造(外壁) 直張り構法の例



木造(外壁) 通気構法の例

*1 柱・間柱間隔は500以下とする。柱・間柱間隔が500の場合、パネル長さは2000となる。

*2 透湿防水シートを用いないこともできる。

*3 壁体内部に断熱材を充てんする場合は、不燃系(密度の指定なし)のものとする。

< 1 時間準耐火構造 : 「ALC厚35mm以上」 >

3. 平成27年国土交通省告示第253号(第1第一号ハ(7))

(改正 平成28年国土交通省告示第539号)

におけるALC薄形パネル施工方法(案)

国土交通省告示第253号 (平成27年2月23日)

(改正 平成28年3月30日国土交通省告示第539号)

(改正 平成28年3月31日国土交通省告示第563号)

本告示仕様は、木造の建築物の耐力壁および非耐力壁である外壁および間仕切壁の1時間準耐火構造として定められている。

3.1 屋外側の施工

1) 材料の選定

- ① ALCパネルは、日本工業規格 JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)」の品質規定を満足するALC薄形パネル厚35mm以上(ただし、意匠パネルは模様加工部の最も薄い部分の厚さが35mm以上)を用いる。
- ② 透湿防水シートを用いる場合は、JIS A 6111「透湿防水シート」と同等の品質を満足するものを用いる。
- ③ 構造用面材を用いる場合は、木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板、せっこうボード等を使用する。

2) 材料の施工方法

- ① ALCパネルの施工は、通気構法・直張り構法および横張り・縦張りを含み「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に準拠する。
- ② ALCパネル間の目地部は、「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に基づきシーリング工事を行う。なお、耐火充てん材は必要としない。

3) 施工上の留意点

- ① ALCパネルを取り付ける木ねじは、日本建築学会 建築工事標準仕様書 JASS 27「乾式外壁工事」の「4節 ALC薄形パネル外壁工事」に記載されている接合材を用いる。その長さは、構造用面材等を貫通し、柱・間柱に取付けることができるものとする。通気構法の場合は、通気胴縁を貫通する長さとする。
- ② 通気構法とする場合の通気胴縁の厚さは15mm以上とし、ねじまたはくぎ等を用いて、柱・間柱へ500mm以下の間隔で取付ける。
- ③ ALCパネル施工後、雨濡れを避け、すみやかにシーリング工事、塗装工事を行う。なお、必要に応じ、養生して雨濡れを避ける。

3.2 屋内側の施工

1) 材料の選定

①内装材については平成27年国土交通省告示第253号(改正H28. 3. 30国土交通省告示第539号)に規定された材料を用いる。

一例としては、厚12mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む)の上に厚12mm以上のせっこうボードを張るものがある。

②壁内部の断熱材は本構造の必要構成要素ではないが、断熱材を充てんする場合には不燃系のものを用いる。その種類、密度などの指定は特にない。

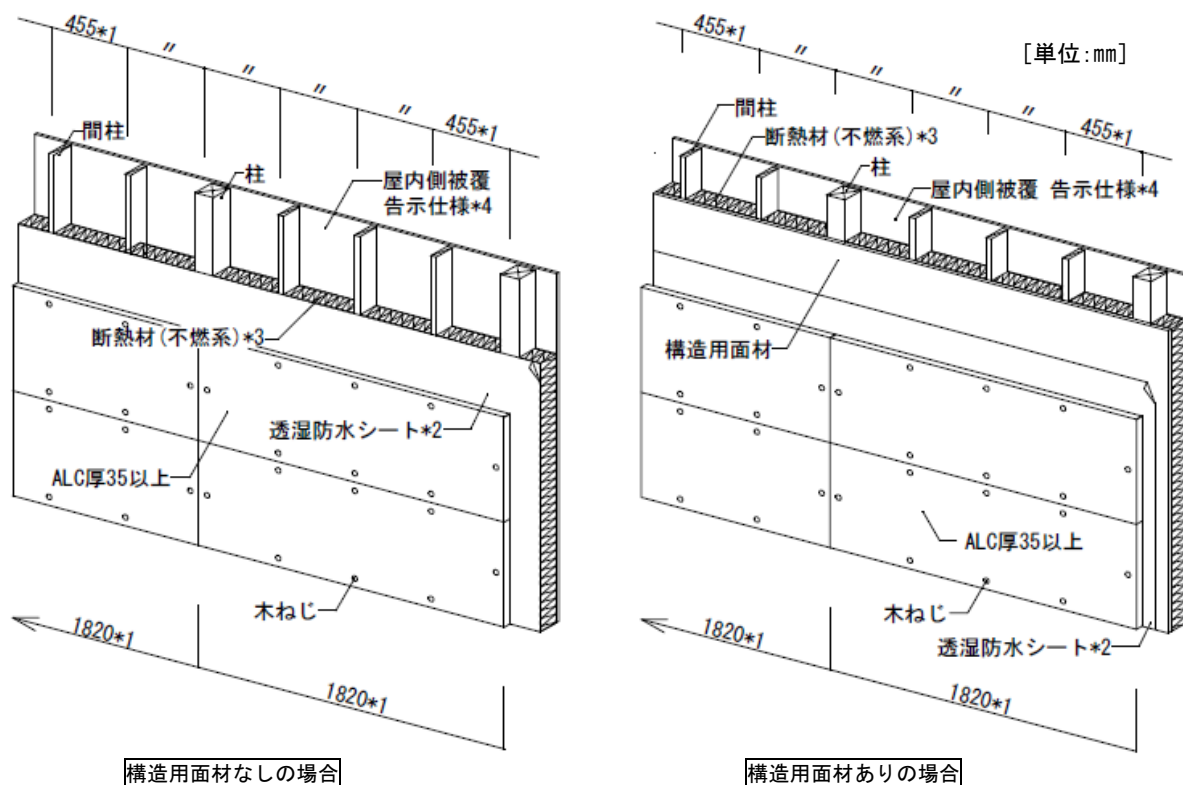
2) 材料の施工方法

施工については、各材料の協会・団体の仕様に従う。

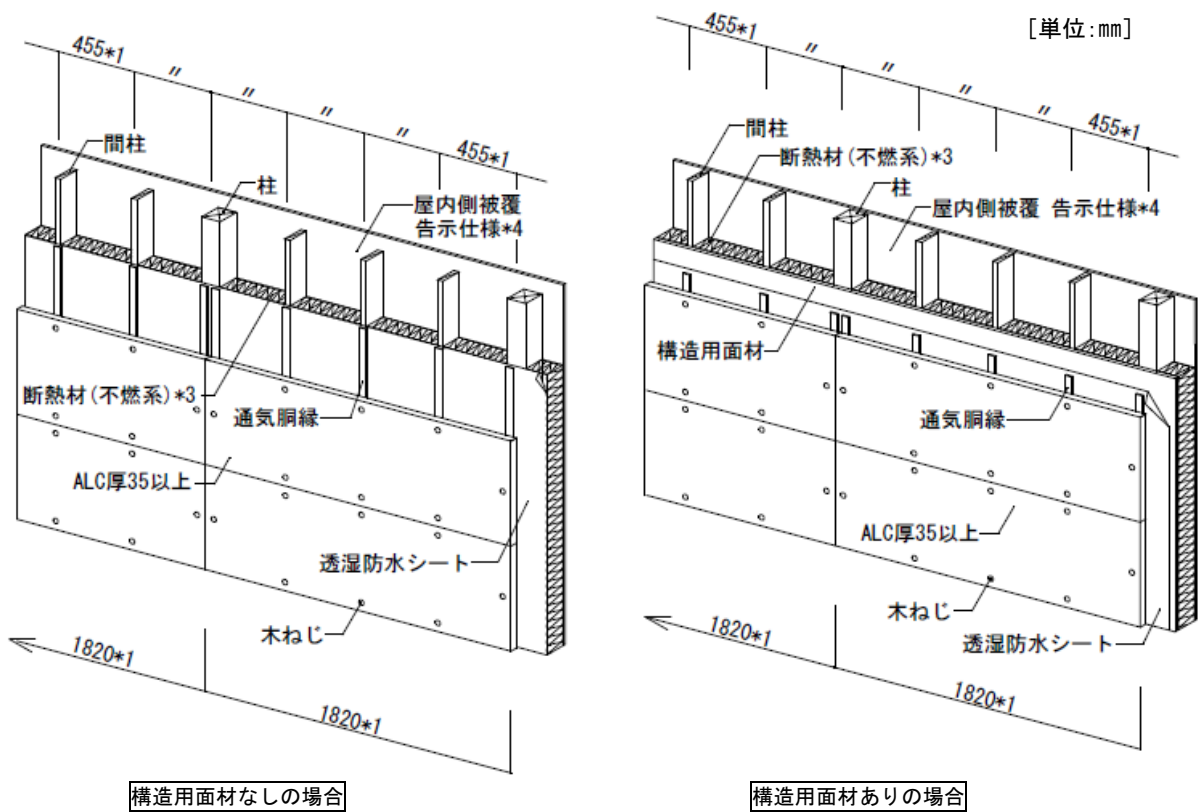
注) 室内側は、ALC薄形パネル厚35mm以上を直張りする仕様とすることもできる。その施工については、「3.1 屋外側の施工」に準じる。なお、この場合、室内側であるが、ALCパネル間の目地部および他部位との取合い部にはシーリング材を充てんする。

●間仕切壁の場合は、両面を屋内側と同じ仕様とする。

3.3 施工例



木造(外壁) 直張り構法の例



木造(外壁) 通気構法の例

- *1 柱・間柱間隔は500以下とする。柱・間柱間隔が500の場合、パネル長さは2000となる。
- *2 透湿防水シートを用いないこともできる。
- *3 壁体内部に断熱材を充てんする場合は、不燃系(密度の指定なし)のものとする。
- *4 屋内側被覆 告示仕様：①～⑨いずれかに該当する構造

＜屋外側（間柱or下地）→屋内側 の順＞

- ① 「強化せっこうボード」×2以上(厚計42以上)
- ② 「強化せっこうボード」×2以上(厚計36以上) + 「繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板)」厚8以上
- ③ 「強化せっこうボード」厚15以上 + 「ALC」厚50以上
- ④ 「せっこうボード」厚12以上×2
- ⑤ 「スラグせっこう系セメント板」厚8以上 + 「せっこうボード」厚12以上
- ⑥ 「強化せっこうボード」厚16以上
- ⑦ 「強化せっこうボード」厚12以上 + 「せっこうボードor難燃合板」厚9以上
- ⑧ 「せっこうボードor難燃合板」厚9以上 + 「強化せっこうボード」厚12以上
- ⑨ 「ALC」厚35以上

注1 「強化せっこうボード」は、ボード用原紙を除いた部分についての含有率が、せっこう95%以上、ガラス繊維0.4%以上、ひる石2.5%以上のもの。

注2 「せっこうボード」は、強化せっこうボード含む。

<準耐火構造：「ALC厚35mm以上」>

4. 平成12年建設省告示第1358号(第1第一号ハ(1)(i)他)

(改正 平成28年国土交通省告示第540号)

におけるALC薄形パネル施工方法(案)

建設省告示第1358号(平成12年5月24日)

(改正 平成13年2月 1日国土交通省告示第 63号)

(改正 平成16年3月22日国土交通省告示第 334号)

(改正 平成16年7月 7日国土交通省告示第 789号)

(改正 平成16年9月29日国土交通省告示第1172号)

(改正 平成19年8月10日国土交通省告示第1071号)

(改正 平成27年2月23日国土交通省告示第 256号)

(改正 平成28年3月30日国土交通省告示第 540号)

(改正 平成28年3月31日国土交通省告示第 564号)

本告示仕様は、耐力壁である外壁の45分間準耐火構造、非耐力壁である外壁の45分間・30分間準耐火構造、および耐力壁・非耐力壁である間仕切壁の45分間準耐火構造として定められている。

ここでは、木造の場合について記載する。

4.1 屋外側の施工

1) 材料の選定

- ① ALCパネルは、日本工業規格 JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)」の品質規定を満足するALC薄形パネル厚35mm以上(ただし、意匠パネルは模様加工部の最も薄い部分の厚さが35mm以上)を用いる。
- ② 透湿防水シートを用いる場合は、JIS A 6111「透湿防水シート」と同等の品質を満足するものを用いる。
- ③ 構造用面材を用いる場合は、木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板、せっこうボード等を使用する。

2) 材料の施工方法

- ① ALCパネルの施工は、通気構法・直張り構法および横張り・縦張りを含み「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に準拠する。
- ② ALCパネル間の目地部は、「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に基づきシーリング工事を行う。なお、耐火充てん材は必要としない。

3) 施工上の留意点

- ① ALCパネルを取り付ける木ねじは、日本建築学会 建築工事標準仕様書 JASS 27「乾式外壁工事」の「4節 ALC薄形パネル外壁工事」に記載されている接合材を用いる。その長さは、構造用面材等を貫通し、柱・間柱に取付けることができるものとする。通気構法の場合は、通気胴縁を貫通する長さとする。
- ② 通気構法とする場合の通気胴縁の厚さは15mm以上とし、ねじまたはくぎ等を用いて、柱・間柱へ500mm以下の間隔で取付ける。
- ③ ALCパネル施工後、雨濡れを避け、すみやかにシーリング工事、塗装工事を行う。なお、必要に応じ、養生して雨濡れを避ける。

4.2 屋内側の施工

1) 材料の選定

①内装材については、平成12年建設省告示第1358号(改正H28. 3. 30国土交通省告示第540号)に規定された材料を用いる。

一例としては、厚15mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む)を張るものがある。

②壁内部の断熱材は本構造の必要構成要素ではないが、断熱材を充てんする場合には不燃系のものを用いる。その種類、密度などの指定は特にない。

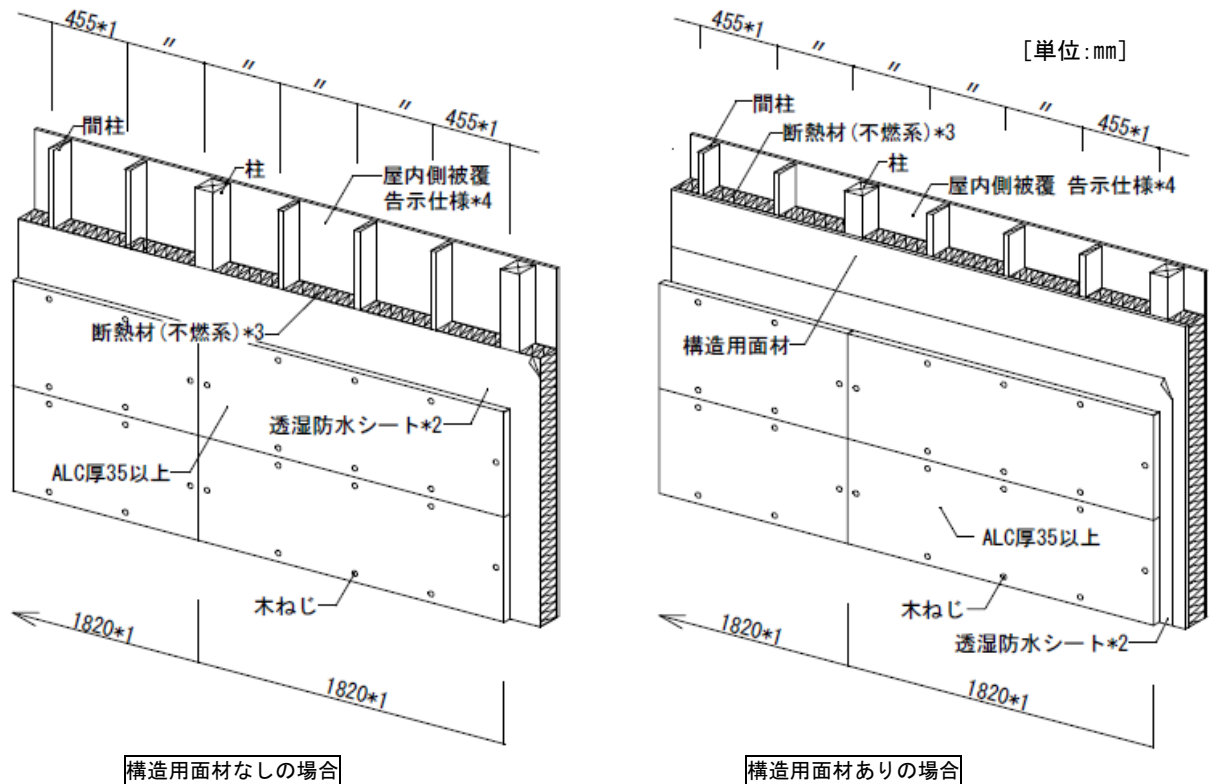
2) 材料の施工方法

施工については、各材料の協会・団体の仕様に従う。

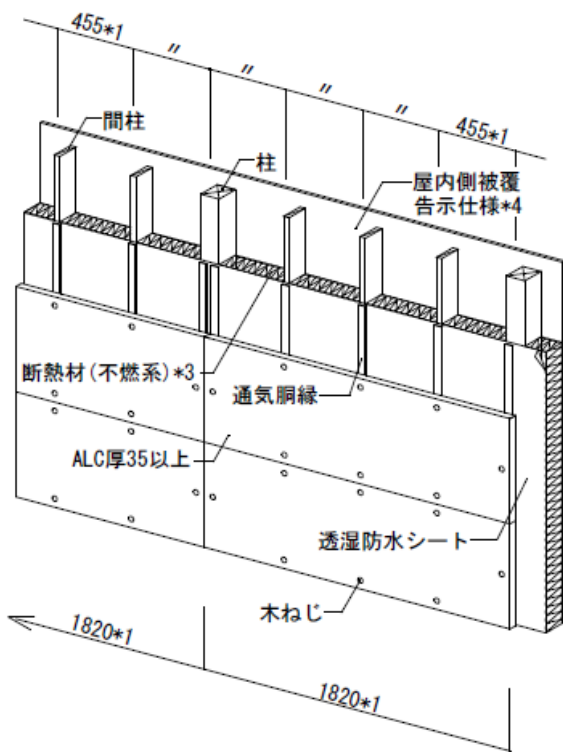
注) 室内側は、ALC薄形パネル厚35mm以上を直張りする仕様とすることもできる。その施工については、「4.1 屋外側の施工」に準じる。なお、この場合、室内側であるが、ALCパネル間の目地部および他部位との取合い部にはシーリング材を充てんする。

●間仕切壁の場合は、両面を屋内側と同じ仕様とする。

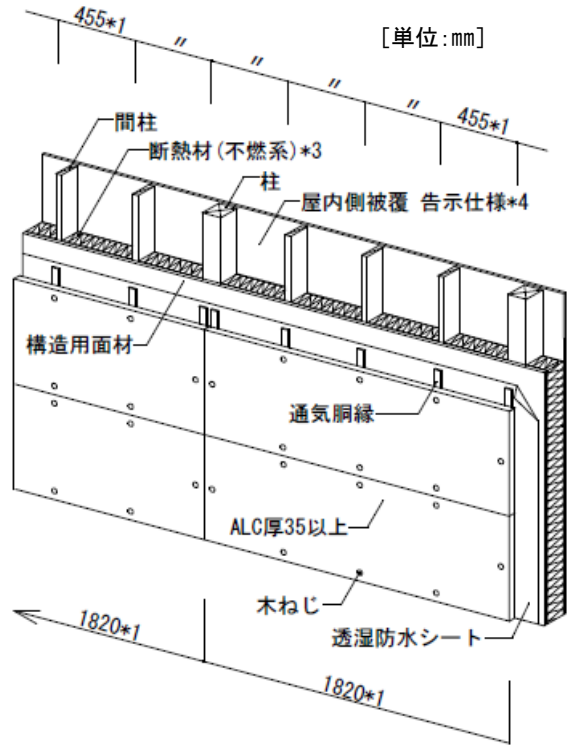
4.3 施工例



木造(外壁)直張り構法の例



構造用面材なしの場合



構造用面材ありの場合

木造(外壁) 通気構法の例

*1 柱・間柱間隔は500以下とする。柱・間柱間隔が500の場合、パネル長さは2000となる。

*2 透湿防水シートを用いないこともできる。

*3 壁体内部に断熱材を充てんする場合は、不燃系(密度の指定なし)のものとする。

*4 屋内側被覆 告示仕様：①～⑪いずれかに該当する構造

<屋外側(間柱or下地)→屋内側 の順>

- ①「強化せっこうボード」×2以上(厚計42以上)
- ②「強化せっこうボード」×2以上(厚計36以上) + 「繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板)」厚8以上
- ③「強化せっこうボード」厚15以上 + 「ALC」厚50以上
- ④「スラグせっこう系セメント板」厚8以上 + 「せっこうボード」厚12以上
- ⑤「ALC」厚35以上
- ⑥「せっこうボード」厚15以上
- ⑦「せっこうボード」厚12以上 + 「せっこうボードor難燃合板」厚9以上
- ⑧「せっこうボードor難燃合板」厚9以上 + 「せっこうボード」厚12以上
- ⑨「せっこうラスボード」厚7以上 + 「せっこうプaster塗」厚8以上
- ⑩※「スラグせっこう系セメント板」厚8以上
- ⑪※「せっこうボード」厚12以上

※ ⑩⑪は、30分準耐火(非耐力壁、外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分)に限る。

注1 「強化せっこうボード」は、ボード用原紙を除いた部分についての含有率が、せっこう95%以上、ガラス繊維0.4%以上、ひる石2.5%以上のもの。

注2 「せっこうボード」は、強化せっこうボード含む。

<防火構造：「ALC厚35mm以上」>

5. 平成12年建設省告示第1359号(第1第一号ハ(3)(ii)(イ)他)

(改正 平成28年国土交通省告示第541号)

におけるALC薄形パネル施工方法(案)

建設省告示第1359号(平成12年5月24日)

(改正 平成13年12月 5日国土交通省告示第1684号)

(改正 平成16年 7月 7日国土交通省告示第 787号)

(改正 平成16年 9月29日国土交通省告示第1173号)

(改正 平成28年 3月30日国土交通省告示第 541号)

本告示仕様は、耐力壁および非耐力壁である外壁の防火構造(30分間)として定められている。
ここでは、木造の場合について記載する。

5.1 屋外側の施工

1) 材料の選定

- ① ALCパネルは、日本工業規格 JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)」の品質規定を満足するALC薄形パネル厚35mm以上(ただし、意匠パネルは模様加工部の最も薄い部分の厚さが35mm以上)を用いる。
- ② 透湿防水シートを用いる場合は、JIS A 6111「透湿防水シート」と同等の品質を満足するものを用いる。
- ③ 構造用面材を用いる場合は、木質系ボード、セメント板、火山性ガラス質複層板、せっこうボード等を使用する。

2) 材料の施工方法

- ① ALCパネルの施工は、通気構法・直張り構法および横張り・縦張りを含み「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に準拠する。
- ② ALCパネル間の目地部は、「ALC薄形パネル設計施工指針・同解説」に基づきシーリング工事を行う。なお、耐火充てん材は必要としない。

3) 施工上の留意点

- ① ALCパネルを取り付ける木ねじは、日本建築学会 建築工事標準仕様書 JASS 27「乾式外壁工事」の「4節 ALC薄形パネル外壁工事」に記載されている接合材を用いる。その長さは、構造用面材等を貫通し、柱・間柱に取付けることができるものとする。通気構法の場合は、通気胴縁を貫通する長さとする。
- ② 通気構法とする場合の通気胴縁の厚さは15mm以上とし、ねじまたはくぎ等を用いて、柱・間柱へ500mm以下の間隔で取付ける。
- ③ ALCパネル施工後、雨濡れを避け、すみやかにシーリング工事、塗装工事を行う。なお、必要に応じ、養生して雨濡れを避ける。

5.2 屋内側の施工

1) 材料の選定

- ① 内装材については、平成12年建設省告示第1359号(改正H28. 3. 30国土交通省告示第541

号)に規定された材料を用いる。

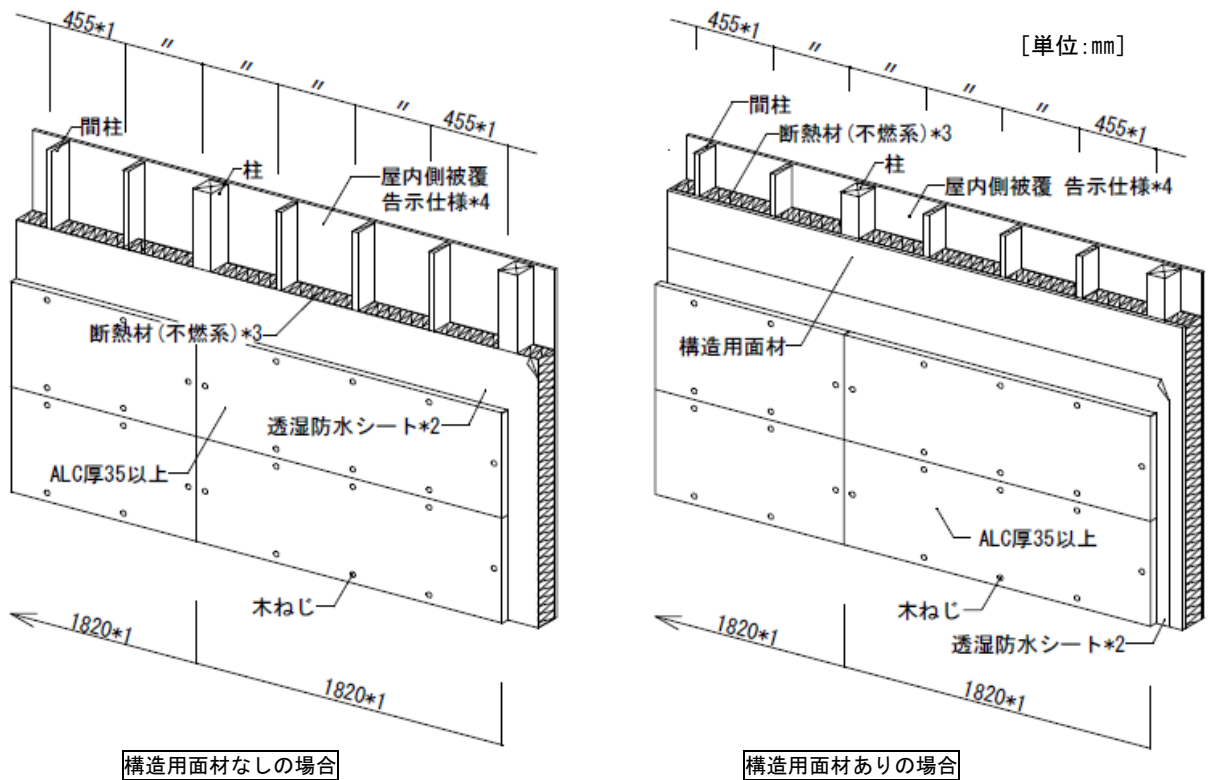
一例としては、厚9.5mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む）を張るものがある。

②壁内部の断熱材は本構造の必要構成要素ではないが、断熱材を充てんする場合には不燃系のものを用いる。その種類、密度などの指定は特にない。

2) 材料の施工方法

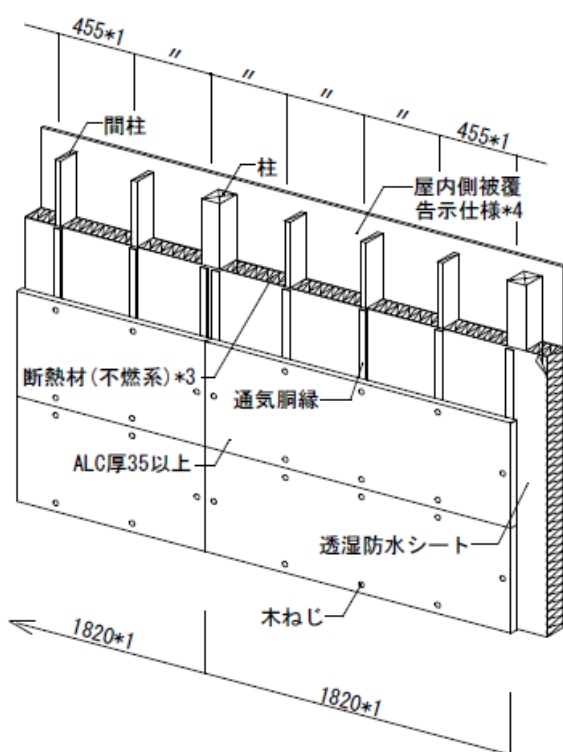
施工については、各材料の協会・団体の仕様に従う。

5.3 施工例

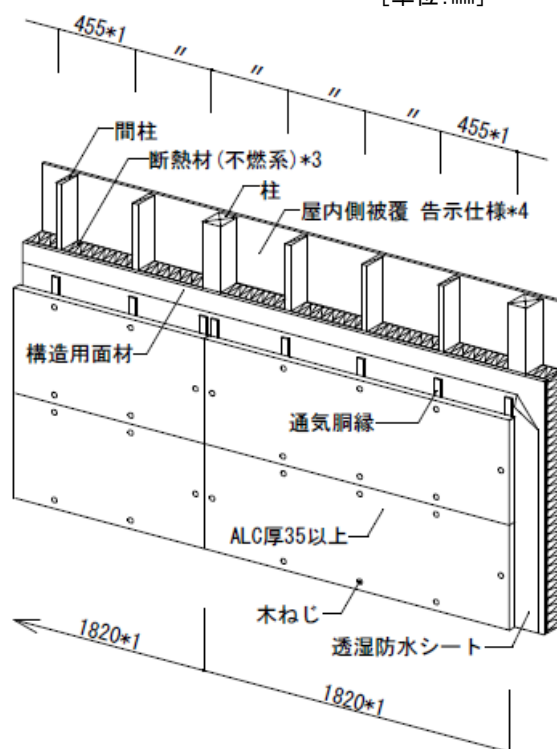


木造(外壁)直張り構法の例

[単位: mm]



構造用面材なしの場合



構造用面材ありの場合

木造(外壁) 通気構法の例

*1 柱・間柱間隔は500以下とする。柱・間柱間隔が500の場合、パネル長さは2000となる。

*2 透湿防水シートを用いないこともできる。

*3 壁体内部に断熱材を充てんする場合は、不燃系(密度の指定なし)のものとする。

*4 屋内側被覆 告示仕様: ①~⑪いずれかに該当する構造

<屋外側(間柱or下地)→屋内側 の順>

- ① 「強化せっこうボード」×2以上(厚計42以上)
- ② 「強化せっこうボード」×2以上(厚計36以上) + 「繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板)」厚8以上
- ③ 「強化せっこうボード」厚15以上 + 「ALC」厚50以上
- ④ 「スラグせっこう系セメント板」厚8以上 + 「せっこうボード」厚12以上
- ⑤ 「ALC」厚35以上
- ⑥ 「せっこうボード」厚12以上 + 「せっこうボードor難燃合板」厚9以上
- ⑦ 「せっこうボードor難燃合板」厚9以上 + 「せっこうボード」厚12以上
- ⑧ 「せっこうラスボード」厚7以上 + 「せっこうプaster塗」厚8以上
- ⑨ 「せっこうボード」厚9.5以上
- ⑩ 「グラスウールorロックウール充填」厚75以上
+ 「合板or構造用パネルorパーティクルボードor木材」厚4以上
- ⑪ 「土塗壁塗」厚30以上

注1 「強化せっこうボード」は、ボード用原紙を除いた部分についての含有率が、せっこう95%以上、ガラス繊維0.4%以上、ひる石2.5%以上のもの。

注2 「せっこうボード」は、強化せっこうボード含む。